

## 行政常任委員会

令和 6 年 1 月 1 7 (水)

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。阪神・淡路大震災からちょうど 29 年目でございます。うちのところも特別委員会で十数年ほど前、1 月 1 7 日に神戸のほうへ宿泊させていただいたとき、中央公園のほうでお祈りさせていただいたという記憶がよみがえってきました。6, 4 3 4 人の御冥福を心からお祈りいたします。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

初めに、市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、行政常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本日は、第 6 期紀北地域障がい者福祉計画について、第 7 期尾鷲市障がい福祉計画・第 3 期尾鷲市障がい児福祉計画についてと、それから尾鷲市高齢者保健福祉計画についての福祉計画と、そしてさらに児童発達支援センターについて、以上 4 件を報告させていただきます。詳細につきましては、担当課より説明いたさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

なお、本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員、育児のため、中里沙也加委員でございます。

それでは、早速、本委員会の議題に基づいて福祉保健課のほうから説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 福祉保健課です。よろしくお願いいたします。

今回、御説明させていただくのは、尾鷲市紀北町で構成される紀北地域における障がい福祉施策の充実を図るための指針である紀北地域障がい者福祉計画及び本市の障がい福祉サービスに必要なサービス料を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定めた尾鷲市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の障がい者等に係る 2 計画と、本市の高齢者福祉の基本的な方向性とその施策を示した尾鷲市高齢者保健福祉計画がいずれも今年度が最終年度であるため、来年度からの 3 か年の計画を策定しようとするものでございます。

各計画については、担当係長より説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○南委員長　　お願いします。

○林福祉保健課係長　　それでは、自立支援係として策定中の二つの計画、第6期紀北地域障がい者福祉計画と第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画について御説明させていただきます。

まず、第6期紀北地域障がい者福祉計画について御説明いたします。

令和6年3月末において、第5期紀北地域障がい者福祉計画が終期を迎えることから、令和6年度から令和8年度の3年間を期間とした第6期紀北地域障がい者福祉計画を紀北町と合同で策定を進めております。

本計画は、障害者基本法第11条3項に基づき地域の障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定いたします。地域の障がい福祉の全体の方向性を定める計画となります。この策定に当たっては、障害者基本法に即した形で策定することとなります。

別冊1-1ページを御覧ください。通知します。

ここでは、計画策定の背景と趣旨を記載しております。

国等の計画においては、障がい者の自己決定が尊重され、全ての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととなっております。本市では、この考えの実現を目指し、障がい者の自立や社会参加を促すための施策を引き続き進めるため、本計画の策定を進めることとしております。

2ページを御覧ください。

本計画の位置づけを記載し、他計画との関連性を記載しております。

3ページを御覧ください。

計画の期間と本計画における障がい者の定義を記載しております。計画期間は、令和6年度から令和8年度の3か年となっております。

8ページを御覧ください。通知します。

8ページから11ページでは、紀北地域の障がい者の状況を記載しております。

身体障がい者については、令和5年度当初で1,863名で減少傾向が続いています。

9ページを御覧ください。

知的障がい者については、令和5年度当初で343名となっており、増加傾向にあります。

10ページを御覧ください。

精神障がい者については、手帳所持者は232名と増加傾向にあり、自立支援医療受給者についても451名と増加傾向にあります。

12ページを御覧ください。

12ページから14ページまでは、関係団体等へのヒアリングによる要望について記載しております。

ヒアリング結果としまして、大きな課題として、在宅障がい者の親亡き後のグループホーム等を活用した支援への要望や障がい者の就労機会の確保への要望、切れ目のない児童への療育の支援体制の整備が上げられています。

15ページを御覧ください。通知します。

15ページから17ページまでは、第5期計画の評価課題を記載しております。

16ページを御覧ください。

この中で特に課題として捉えていますのが、(1)就労・雇用、経済的自立の支援、(3)障がい児支援の充実、17ページに移りますが、(3)住まいの確保となります。これは要望と内容が重なっており、この部分が地域の大きな課題として捉えています。

18ページを御覧ください。

このページでは、基本理念を記載しております。

法の理念を踏まえ、本計画では、引き続き共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、誰もが生きがいを持って自立でき、社会参加できる機会が保障され、相互に人格と個性を尊重し合い、共生できる地域づくりを一層推進するため、引き続き共に支え合い、共に暮らすことのできる地域づくりを掲げることとしております。

19ページを御覧ください。

基本理念を実現するための基本目標を掲げております。

基本目標1を「共生社会の実現に向けた誰もが暮らしやすいまちづくり」、基本目標2を「地域における自立と途切れのない支援体制づくり」、基本目標3を「地域での暮らしを支える安全・安心な生活環境づくり」と決めました。

20ページを御覧ください。

この計画の遂行に必要な施策体系を記載しております。

21ページを御覧ください。

重点施策を記載しております。

地域での要望事項と第5期計画の課題評価の結果も踏まえ、引き続き第5期計画と同様に決めました。

重点施策1として、雇用・就労、経済的自立の支援、重点施策2として、地域生活への移行のための住まいの充実、重点施策3として、途切れのない障がい児支援の充実と決めました。

22ページから49ページまでは、施策の推進について記載しております。

主なものについて御説明いたします。

35ページを御覧ください。通知します。

施策の方向としまして、発達障がい疑われる児童、気になる児童の保護者などが気軽に相談できる支援の場や、療育を体験できる場が必要と考えておりますので、引き続き児童発達支援センターの設置を目指し、地域において一体的に療育ができるように関係団体と共に連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

50ページを御覧ください。通知します。

50ページでは、計画の推進体制を記載しております。

本地域の障がい福祉政策の推進に当たっては、紀北地域協議会に聞き取りを行いながら取り組み、関係団体との連携に取り組んでまいります。

第6期紀北地域障がい者福祉計画の説明は以上となります。

続きまして、第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画について御説明いたします。

第6期尾鷲市障がい者福祉計画・第2期尾鷲市障がい児福祉計画が本年度末で終了となりますので、新たに第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画の策定を進めております。

本計画は、策定に当たっては紀北地域協議会を開催し、意見を徴収しながら策定を進めているところです。本計画は、障害者総合支援法に基づき市が策定する計画となっております。

障害者基本法に基づく第6期障がい者福祉計画は、地域の障がい者福祉政策の全体方向を示すものでありますが、本計画は施策を実現するために必要な障がい福祉サービスのサービス量見込みとその確保に関する方策を定める計画となっております。また、障がい福祉計画については、国から出される指針に基づいて策定することとなります。

それでは、別冊2の1ページを御覧ください。通知します。

ここでは、計画策定の背景と趣旨を記載しております。

「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するために策定するものです。

2 ページを御覧ください。

障がい者支援・障がい福祉をめぐる動きについて記載しております。

4 ページを御覧ください。

本計画の位置づけを記載し、他計画との関連性を記載しております。

5 ページを御覧ください。

計画の期間と本計画における障がい者の定義を記載しております。

計画期間は、令和6年度から令和8年度の3か年となっております。

6 ページを御覧ください。

6 ページから10 ページまでは、本市の障がい者の状況を記載しております。

障害者手帳所持者数については、1,380人台で推移しております。

身体障がい者につきましては、1,089人と微減傾向となっております。

知的障がい者につきましては、172人と増加傾向にあります。

精神障がい者につきましては、手帳所持者は117人と増加傾向にあり、精神通院医療の受給者の方につきましては230人台で推移しています。

11 ページを御覧ください。通知します。

11 ページでは、国の「基本方針」の見直し事項を記載しております。

前期計画時の内容を充実したものとなっております。本計画では、国の指針に基づき、成果目標と活動指標を記載することとなります。

成果目標は、国全体として達成すべき目標です。活動指標は、自治体の障がい福祉サービス量の見込みを記載します。

12 ページを御覧ください。

障がい者の方が利用できる障がい福祉サービス等の体系を記載しております。

13 ページを御覧ください。

13 ページから19 ページまでは、成果目標を記載しております。

主なものについて御説明いたします。

14 ページを御覧ください。

(3) 地域生活支援の充実についてです。

地域生活支援拠点等の設置について、市の方針として障がい福祉サービスを連携させて対応する面的整備を継続して検討することといたしました。面的整備に当た

っては、サービス利用に係るコーディネーターの役割が重要であることから、その確保と関係機関等の連携を行ってまいります。

17ページを御覧ください。通知します。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等についてですが、障がい児支援の中心となる児童発達支援センターの設置に向けて、引き続き取り組むこととします。紀北圏域で児童発達支援センターを目指す目標を設定します。

20ページを御覧ください。通知します。

20ページから38ページまでは、障がい福祉サービスの見込みと確保策を記載しております。

前期計画を踏襲しながら、実績を基に設定し、引き続き実施してまいります。

39ページを御覧ください。通知します。

39ページから41ページまでは、障がい児支援の見込みと確保策を記載しております。

この後、児童発達支援センターについて報告いたしますが、児童発達支援センター整備に向けた取組の一環として、最終案に再度見込み量を勘案して記載いたします。

42ページを御覧ください。通知します。

42ページでは、計画の推進に向けてについて記載しております。

新たに地域、関係機関と庁内の連携強化の項目を追加いたしました。

障がい者施策の推進に当たり、課題が生じ、地域における新たな障がいサービスの確保が必要となった場合は、紀北地域協議会に諮るとともに、関係団体と連携して課題解決に取り組んでまいることとしております。

第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画についての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

先ほど、林係長のほうから説明をしていただきました第6期紀北地域障がい者福祉計画についてと第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画の2点でございましたけれども、下のほうの尾鷲市障がい福祉と、障がい児福祉のほうは、議会の議決事項でございますので、恐らくは3月定例会辺りを出してくると思いますので、できたら、福祉保健課長、ロードマップもついでにお聞かせをいただいたほうが審査しやすいんじゃないかなと思いますので、お願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、行政常任委員会資料の資料1、1ページを御覧

ください。通知いたします。

こちらの表は、各計画策定のスケジュールとなっております。

1月の欄を御覧ください。

本日御説明した第6期紀北地域障がい者福祉計画、第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画、あと、この後御説明させていただく尾鷲市高齢者保健福祉計画は、本日1月17日に中間案として議会の当委員会において御説明いたしております。これを経て、今月19日から2月1日までパブリックコメントを実施し、2月上旬に計画策定のための協議会、策定委員会を開催し、2月中旬にパブリックコメント等を踏まえた計画を当委員会に報告させていただきたいと考えております。

また、第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画及び尾鷲市高齢者保健福祉計画は、委員長が先ほど申されたとおり、議決事項となっておりますので、本年3月開催の令和6年第1回定例会へ計画案を議案上程したいと考えております。

また、一番下段の第3次尾鷲市健康増進計画・第2次尾鷲市自殺対策計画は、今月19日に議会の当委員会で御説明させていただく予定となっておりますので、併せてよろしく願いいたします。

各計画に関わるスケジュールについては、以上でございます。

○南委員長　それで、補足して説明をさせていただきますと、パブコメが19日から2月1日まで行われるということでございますので、そのパブコメの報告も当委員会のほうで報告を受けた後に、ある程度御理解を賜れば議決事項として定例会のほうへ上程する予定と理解してよろしいですか。

○山口福祉保健課長　そのとおりパブリックコメント等の内容について、またこの当委員会で御説明させていただきたいと考えております。

○南委員長　分かりました。

説明は以上でございます。特にただいまの二つの説明について、御指摘なり御意見のある方。

○濱中委員　今、予定表を見せていただきますと、それぞれに2回ほど協議会で報告、説明があって検討がされておるんですけども、協議会なんかで特にポイントとして指摘されたこととか、変更点なんかで指摘されたことなんかがあったらお聞かせいただきたいと思うんですけども。

○林福祉保健課係長　協議会のほうで議論させていただいた部分としましては、

やはりこの地域の社会資源の中で児童発達支援センター等が設置されていないということに対しての懸念等と、保護者の方が通所支援をされているんですけども、それを別のフォーマルな形で何かできないのかというような意見も若干出されまして、その部分については引き続き検討が必要なのかなというふうには考えております。

以上となります。

○南委員長 他にございませんか。

○内山委員 一応さっと読ませてもらったんですけども、十何年前から比べたら社会資源がすごく増えているようにも思うんですけども、まだ少ないところもあると思うんですけども。特に障がい者のグループホームなんかも増えているし。ただ、この計画を見た場合に、具体的にどういったものがあるのか分からないんですよ。ただ、関連事業所と連携を取るとか、そういうふうになって、今、尾鷲にはこういうような放課後デイサービスがありますとか、児童デイサービスがありますとか、例えば相談支援センターも「ありす」がありますとか、もうちょっと今あるのを上げられないのかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○林福祉保健課係長 本地域の社会資源の部分についてだと思うんですが、このリストといいますか、一覧については、また記載する方向で検討をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○小川委員 尾鷲のほうの34ページなんですけど、成年後見制度のところなんですけれども、これ非常に、これから高齢者も増えてまいりますし、ここは大事ななと思って。成年後見制度を利用される方というのはどうなんですか、今、増えてきているのかどうか、まずお聞かせください。

○林福祉保健課係長 成年後見の方は、障がいの方でも増えてきております。市長申立ても本年度2件だったと思いますが、その部分、申立てを行わせていただいておりますので、今後も保護者の方の高齢化に伴って増えていくのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○小川委員 国のほうも結構財産とかああいうの、通帳とかは取扱いが厳しくなっていると思うんですけども、知らない方も結構いるみたいで、周知はどのようにしているのかなというふうに思いますし、アウトリーチというような形は取れんものかなと思いますけど、それはどうなんでしょうか。

○林福祉保健課係長 アウトリーチのほうも進めさせていただけたらと思うんで



すが、窓口のほうで保護者の方については、「今後どうされるんですかね。」というのを若干聞き取り等させていただいて、「成年後見のこういううちの制度もありますよ。」というような部分については説明させていただいておりますので、普及、啓発のほう、改めて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○小川委員 成年後見だけじゃなしに、相談支援というのは大事だと思うんですけど、SOSを出せない方っているんですよ。やっぱりその点はアウトリーチというのが大事だと思うんですけど、例えば民生委員さん、集落支援員さんを使ってアウトリーチするとか、そういうことは考えておられますか。

○山口福祉保健課長 なかなか発信できない方というのは、当然、委員の言われるようにおられますので、民生委員さん、各地域におられる福祉委員さんをはじめ、そういった現状があれば関係機関につないでいただくというのも民生委員さん等の役割でありますので、そういったことを地道にやっていきたいと思っております。

○中村委員 別冊2の10ページでちょっとお尋ねしたいんですけども、支援が必要な子供の状況の(2)の卒業生の状況ってあるんですけども、これはどうして卒業生だけなんですか。これって入学はどれぐらいかというのはわかりますか。

○林福祉保健課係長 まず、卒業生の見込みを記載させていただいた意図としては、卒業後の進路でございます。生活介護の利用でありますとか、就労支援B型事業所の利用でありますとか、そういった見込みのことを検討させていただくに今回記載させていただきました。

養護学校への入学については、この時点では把握していませんでした。

○中村委員 (1)が子供の数の状況を書かれているんやったら、この数もちゃんと高校まで進まれる数というのは、(1)のところでも結構ですし、それはやっぱり記載するべきじゃないかと思うんですけども、どう考えておられますか。

○林福祉保健課係長 上の(1)のほうは、在籍者数を記載させていただいております。保育所等から移行していただく方が通常の小学校、もしくは県立特別支援学校に移動されている方ということになりますが、サービスの受給に関しましては、通常学校の場合も県立特別支援学校の場合も同様に受給することができますので、この中で需要というか、サービスを受給していただく方の数字はおおむね把握できているのかなというふうに考えております。

○中村委員 ごめんなさい、私の理解不足ですか。県立特別支援学校というのは、これは高校のことを指しているわけですか。

○林福祉保健課係長 小学部、中学部、高等部の小学校から高校までの部分にな

ります。

○南委員長　　これ、くろしお学園で理解したらいいの。

○林福祉保健課係長　　はい。

○南委員長　　はっきり言ってもらったほうが分かりやすいで。

○林福祉保健課係長　　申し訳ありません。

○中村委員　　この小学校、中学校というのは、尾鷲の公立学校のことですか。すごく分かりづらいんですけども。

○山口福祉保健課長　　すみません、(1)の区分である小学校、中学校については普通学校、県立特別支援学校には、先ほど申しましたとおり、小中高と入っております。その中で県立特別学校を卒業される方を(2)で示してあります。

その理由としましては、先ほど申しましたとおり、その後の就労につながる方、障がい者のサービスにつながる方の量がどれだけのものかということを表すためにこの(2)で表現しております。

○中村委員　　それなら、余計に県立特別学校も小中高で分けていただかへんかったら、結局、これ、もし特別学校の方でも中学校の方でも高校に進学されたい方もおられるわけですよ。その方がどういうふうになっていくかというのは非常にそれもまた今後の課題やと思うんですけども、そこを数字的にちゃんと出していただく必要があると違うのかなと思うんですけども、ぜひそこも明確に数値化していただきたいと思います。

○山口福祉保健課長　　御指摘のとおり、確かにこの区分が分かりづらい点がありますので、ここは分けて表記するようにしたいと思います。

○南委員長　　課長は理解してくれていると思うのやけれども、できたら括弧書きでこのくろしお学園の部分を小中高に入れていただいたら一番よく分かりますので、よろしく願いいたします。

他にございませんか。

○仲委員　　まず、紀北地域障がい者福祉計画の12ページに、課題と要望ということで、①住まいに関する意見ということで障がい者の重度の方にも対応したグループホームが必要と明記されていますね。それから、意見としてもう一つは、グループホームが不足しているという実態があります。

その中で17ページには、(3)住まいの確保で、空き家が増加しており、グループホームになり得る物件が多くなってきている中、運営の担い手の確保が必要となっているという意見もあるという中で、さらに21ページの重点施策では、重点

施策2として、障がいのある人が住み慣れた地域での生活を続けるために云々として、グループホーム等の設置の支援、グループホームの入所者が安心して暮らせる支援体制の充実に努めますとあります。

それで、尾鷲市障がい福祉計画の24ページ、3. 居住系サービスのところなんですけど、ここで共同生活援助、やっぱりグループホームのことなんですけど、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ云々のサービスを支援するというふうになっています。それはそれでいいんですけど、実績と見込み量で、真ん中のグループホームが令和5年度で36人となっておって、令和8年度には41人、6年度から5名の利用量を増やすという計画になっておるんですけど、現代のグループホームでは紀北サービス所のあるグループホームとか、NPOもありますね。41人、5名増やすような容量は実際にはあるわけですか。

○林福祉保健課係長　　まず、グループホームの利用なんですけど、実は尾鷲市としては、精神障がいの方が松阪のほうの医療機関から病院の系列というんですか、病院から伊勢とか松阪のグループホームのほうへ移行されるケースが最近多くなってきております。それと、現状伺っておりますのが、市内で新規のグループホームを建設されているというふうにも伺っております。そこが建設されますので、今、在宅で保護者の方と暮らしている方がそこへ移行する可能性が出てくるかなと思われましたので、このように記載させていただいております。

○仲委員　　保護者も高齢になり、障がい者の方も高齢になると、その時点で通所なりの中で自立ができていないという場合は、やっぱり在宅は将来に向けてかなり困難やと聞くと、入所施設ということになるわけなんですけど、もともとグループホームの設置の基準の行政の関わりというのかな、義務はどこになるんですか。

○林福祉保健課係長　　設置の基準というか、認可自体は三重県のほうになります。グループホームが最近増加している傾向としましては、国のほうが入所施設からグループホームを活用して地域で生活していただくということで、グループホームのサービスの拡大を図ってきております。

以上です。

○仲委員　　先ほどの意見で言った市外へ出ていくという方もみえるんですけど、今の意見では地域で暮らせるようなグループホームの設置があれば、そこへ入所したいという希望者も多分あると思うんですわ。

市の方向としては、需要量と供給量を見た中で、やはり尾鷲市にもグループホームが必要であって、今後はそのような方向で支援をしていくという以上は、そうい

うような施設整備の考え方がありますか。

○山口福祉保健課長　グループホーム設立に関しては、先ほど県の認可という話をさせていただいたんですけれども、設立に当たっての補助というのが県のほうでメニューとしてございます。市の関わりとしましては、県への認可等に関わる手続に対して支援するとかという形で現在も関わっておりますので、県と市、そのような役割の中でグループホーム設立について支援していきたいと考えております。

○仲委員　支援する以上は、積極的に尾鷲市も必要数を確保するという考え方が必要だと思うんですわ。どこかのNPOがやるからそれに補助金を出すような支援をする方向に傾いていくような考え方がもしあれば、それは保護者なり本人に対する支援には僕はちょっと足りないんじゃないかと思っておりますので、そこらの考え方をしっかり今後も持ち続けていただきたい。これはうちの考え方なものですから、答弁は要りません。

以上です。

○南委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようですので、またパブリックコメント等で発言する場合があります。ただいま仲委員さんが言われたように、障がい者の方の高齢化、当然、保護者の方も高齢化ということで、最終到達はやはりグループホームの設置拡大じゃないかなというような思いがいたしておりますので、ぜひとも市としても民間の方々ともいろんな相談の上、行政としても設置していかなあかん時期が来るんじゃないかなというような思いもしておりますので、しっかりとした考え方を持ってこの問題については対処していただきたいと思っております。

じゃ、続きまして高齢者福祉計画のほうの説明をお願いいたします。

○小川福祉保健課長補佐兼係長　それでは、令和6年度から8年度の尾鷲市高齢者保健福祉計画の中間案について御説明いたします。

中間案の1ページを御覧ください。通知します。

第1章の「計画策定にあたって」では、計画策定の背景、法的な位置づけ及び計画の期間、策定体制を掲載しております。

まず、計画策定の背景についてですが、総務省が公表した人口推計によると、我が国の全人口に占める65歳以上の割合は、令和4年10月1日現在で29%と過去最高になりました。このような高齢化に加えて、現役世代の急減といった新たな局面を迎え、社会の活力維持向上が課題となってきます。また、国においては、本

年6月には共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立するなど、高齢化率の上昇や認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が抱える問題が複雑化、複合化しており、多様な課題を解決するためには、地域包括ケアシステムをより一層深化・推進していくことが重要となっております。

高齢者福祉サービスのさらなる充実と新たな課題やニーズに対応できる体制の構築に向け、今後の高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき姿を総合的かつ体系的に整理しました尾鷲市高齢者保健福祉計画について、本年度で現在の計画期間が終了することから見直しを行うものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

本計画の法的位置づけについてです。

本計画は、老人福祉法の規定に基づき策定するものであり、介護保険法の規定に基づき紀北広域連合が策定する第9期介護保険事業計画と一体性を保つものであります。

なお、本計画の中には、成年後見制度利用促進基本計画につきましても含めることといたします。

続きまして、4ページを御覧ください。

4ページからの第2章「本市の高齢者の状況」では、高齢者人口等の状況及び高齢者の状況から見える本市の現状と課題を掲載しております。

この中で、7ページを御覧ください。通知します。

計画期間における推計人口についてです。

本年9月末時点での65歳以上の人口は7,312人で、高齢化が45.8%ですが、これが3年後の令和8年では、丸で囲んである部分ですが、65歳以上の人口が6,986人、高齢化率が47.5%になることが見込まれ、今後さらに高齢化が進むものと予想されます。

また、75歳以上の後期高齢者の人口について見てみますと、令和8年では4,558人で、総人口に占める割合が31.0%と3年後には総人口の約3分の1が75歳以上の後期高齢者と見込まれます。

次の8ページを御覧ください。

世帯の状況についてです。グラフを御覧ください。

令和2年の国勢調査の結果を見てみますと、高齢者がいる世帯数は黒丸で囲っている部分ですが、平成22年の4,819世帯から令和2年の4,658世帯へ減少していますが、一般世帯に対する割合は52.7%から57.3%へと増加していま

す。

次の9ページを御覧ください。

高齢者夫婦世帯と高齢者単身世帯についてです。

高齢者夫婦世帯は、1,620世帯のうち夫婦共に75歳以上の世帯が614世帯で、その割合は37.9%、約4割です。

その下の表の高齢者単身世帯、独り暮らし世帯の状況についてですが、単身世帯数1,843世帯のうち75歳以上の世帯が1,201世帯で、その割合は65.2%、約7割という結果となっております。

次に、10ページを御覧ください。

介護保険の要支援・要介護認定者の状況についてです。

令和4年の65歳以上の第1号被保険者数が7,445人に対しまして、要支援・要介護認定者が1,640人と、認定率は22.0%となっております。被保険者数は減少しておりますが、認定率は平成30年から微増傾向にあります。

こうした高齢者の状況から見える本市の課題につきましては、12ページにまとめてございます。

12ページを御覧ください。

1番目としまして、人口減少と高齢化率の上昇、高齢者世帯の増加です。

人口減少が加速化している一方で高齢化率は年々上昇し、市全体の高齢化率は令和5年9月末時点で45.8%と、約2.2人に1人が65歳以上の高齢者となっております。人口で言いますと、65歳以上の人口が7,312人、生産年齢人口、15歳から64歳の人口が7,422人で、ほぼ同数。高齢者1人を若い世代1人が支える形となっております。また、独り暮らしや夫婦世帯の高齢者世帯の割合が増加し、身近に頼る人のいない高齢者が増加していると考えられます。

2番目に、センター管内の生活支援サービスの充実です。

センター管内全体の高齢化率は70%近くとなっており、加えて生活に必要な商店や診療所、金融機関などが身近になく、生活基盤が弱体化している地域も見られます。買物や通院などの外出の際の移動手段をはじめとする生活支援に対するニーズは、より一層高まるものと考えられます。

3番目に、高齢者の暮らしを支える地域の担い手の育成です。

前の二つの課題を抱える中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、暮らしを支える生活支援サービスの充実を図る必要がありますが、高齢化率の上昇と併せて生産年齢人口の減少が顕著であり、高齢者の暮らしを支える地域の担い手

不足が深刻です。現役世代は支える側、高齢者は支えられる側といった画一的な関係ではなく、元気な高齢者が地域の担い手として活躍できる仕組みの充実が求められています。

以上3点を人口や世帯状況から見える本市の課題とさせていただきました。

続きまして、13ページを御覧ください。

第3章では、尾鷲市及び紀北広域連合で実施しましたアンケート調査について、14ページから34ページに主な回答結果を掲載しております。また、このほかに介護予防教室への参加者等と意見交換を行いましたので、その際の主な御意見につきましては35ページ、36ページに掲載しております。

これらの主なアンケート結果の説明も含めまして、そこから見える課題をまとめましたので、37ページを御覧ください。通知します。

まず、1番目の生活支援サービスについてです。

アンケート結果から、前回に引き続き外出の目的の多くは買物や通院で、その移動手段は自動車が圧倒的に多い状況です。また、今後利用したいサービスは、「緊急時の通報システム」や「高齢者等SOSネットワーク」などの見守りサービスが上位となっており、これは高齢者世帯の増加が要因であると考えられます。

一方で3割近くの方が「生活支援ボランティアにぜひ参加したい」、「機会があれば参加したい」という意向を持っており、活動内容は、安否確認の声かけ、話し相手や相談相手、買物、ごみ出しなどとなっております。このようなボランティア活動への参加意向を持つ元気な高齢者が地域の担い手として社会参画できるような仕組みづくりの充実が求められています。

次に、2番目の介護予防や健康づくりへの取り組みについてです。

アンケート結果より、既に介護予防や健康づくりに取り組んでいる方が5割強にとどまっている一方、現在は取り組んでいないけれども今後取り組みたいと回答している方が4割おります。そのため、ニーズに合わせた通いの場の充実及び周知の強化が重要です。さらに、口腔機能低下リスクの高い方、転倒経験がある方がそれぞれ約3割いることに加え、ほとんど外出しない、あるいは週1回の外出と外出頻度の少ない方の割合が約3割と、前回調査時と比較し、ほぼ横ばいで推移しております。

これらのことから身体・口腔機能の向上及び閉じ籠もり予防も重視し、庁内及び地区組織や団体等と連携した取組の推進が必要です。

最後に3番目の認知症対策についてです。

前回調査時と比較し、物忘れを感じる方の割合が増加しております。また、介護予防や健康づくりのために取り組みたいと思うことの上位に、認知症予防が上げられており、その取組は重要です。

一方で、認知症についての関心内容は、症状の進行、医療・介護にかかる費用、対応方法が上位を占めるものの、情報入手は、テレビ・新聞等が大半であります。

認知症の早期発見、初期支援を行う上においても相談窓口の周知撤退及び認知症になっても安心して住み続けられる地域づくりの推進が重要です。

以上3点をアンケート調査結果等から見える本市の課題とさせていただきました。次のページ、39ページを御覧ください。

第4章では、現状やアンケート結果などから見えてきた課題を踏まえ、本計画の基本理念と施策目標を記載しております。

まずは、計画の基本理念についてです。最下段を御覧ください。

現在の計画に引き続き、「いきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、行政による公助だけではなく、多様な主体が協働しながら地域主体の取組を継続的に行っていくことで、地域包括ケアシステムのさらなる進化、推進を目指してまいります。

41、42ページを御覧ください。

基本理念の実現に向け取り組んでいくべき七つの目標及び施策体系を記載しておりますので、施策目標ごとに説明させていただきます。

まず、施策目標1、「地域包括ケアシステム推進のための基盤の整備」についてです。

こちらにつきましては、近年では高齢者等を取り巻く問題が多様化、複雑化しており、制度や分野の枠を超えて課題を解決することが求められていることから、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの充実を図ってまいります。

そのための施策として、42ページに三つの主要な施策、(1)地域包括支援センターの充実、(2)相談支援体制の充実、(3)地域福祉活動の推進を上げております。

次に、施策目標2「生活支援サービスの充実」についてです。

こちらにつきましては、多様な主体による生活支援サービスを創出することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制の充実を図ってまいります。

そのための施策として、42ページに三つの主要な施策、(1)生活支援・介護予防サービスの充実、(2)介護者への支援、(3)移動手段の確保など外出支援



の充実を上げております。

次に、施策目標 3 「健康づくりと介護予防の推進」についてです。

こちらにつきましては、高齢者自らが健康づくりや介護予防に対する意識を高めいただけるように、各事業を効果的、効率的に展開していくことと併せて、住民主体でそれらに取り組みめるよう支援していくことで、通いの場の一層の充実を図ってまいります。

そのための施策として、42 ページに三つの主要な施策、(1) 健康づくりの推進、(2) 生活習慣病の重症化予防、(3) 介護予防の推進（通いの場の拡充）を上げております。

次に、施策目標 4 の「高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援」についてです。

こちらにつきましては、生涯学習やスポーツ活動を推進し、また、老人クラブ活動などの社会参加を促進することで高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防につなげてまいります。

そのための施策として、42 ページに三つの主要な施策、(1) 生涯学習・スポーツ活動の推進、(2) 老人クラブ活動・ボランティア活動の推進、(3) 就労への支援を上げております。

次に、施策目標 5 「認知症施策・権利擁護の充実」についてです。

こちらにつきましては、認知症の早期発見、初期支援を進めるとともに認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように地域全体での見守り体制や本人と家族に対する支援の充実を図ってまいります。また、併せて高齢者の権利擁護とともに、虐待や差別を未然に防ぐことができる地域を目指してまいります。

次に、施策目標 6 「医療と介護の連携体制の構築」についてです。

こちらにつきましては、紀北在宅医療介護連携支援センターを中心に、医療と介護にまたがる支援を包括的、継続的に提供できるよう、多職種間での研修会や懇談会等を重ねながら、より一層連携強化を図ってまいります。

最後に、施策目標 7 「安全・安心な生活環境の確保」についてです。

こちらにつきましては、防災、防犯、交通安全対策等に取り組むことで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進してまいります。

そのための施策として、42 ページに四つの主要な施策、(1) 災害時における避難誘導體制の確立、(2) 防犯対策・消費生活対策の推進、(3) 交通安全対策・防火対策の推進、(4) 住まいの場の確保を上げております。

次の４３ページからの第５章では、七つの施策目標の主な施策ごとに現状と課題、施策の方向を掲載しております。

具体的には、４７ページを御覧ください。通知します。

生活支援サービスにつきましては、見守り、安否確認、外出支援として、栄養バランスの取れた食事の確保と在宅生活の見守りを兼ねた食の自立支援事業や緊急通報装置対応事業、また、買物やごみ出し支援の仕組みを充実させていきます。また、担い手育成にも取り組んでまいります。

６４ページを御覧ください。通知します。

高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加がさらに見込まれることから、認知症に関する正しい知識の普及啓発や理解を深めることを目的に、引き続き認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等を開催してまいります。また、認知症本人やその家族のニーズを具体的な支援につなぐ仕組みを整備してまいります。

次に、７６ページを御覧ください。通知します。

第６章の「計画の推進」については、本計画を推進していくための体制、評価と進行管理、周知について記載しております。

次の７７ページの第７章の「介護保険事業の推進」については、紀北広域連合において現在策定中の第９期介護保険事業計画より主要な内容を抜粋して掲載する予定でございます。

次の７８ページから８７ページは、第二期尾鷲市成年後見制度利用促進基本計画を掲載しております。この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定するものであり、前回の第１期計画から本計画に盛り込み策定しているものでございます。

本市では、令和３年４月に尾鷲市成年後見制度利用促進協議会を設置後、本年４月には地域連携のコーディネートを行う中核的な機関を社会福祉協議会に委託し、成年後見制度の利用促進に努めております。

また、８８ページからは、資料編として用語解説を掲載しております。

以上で中間案の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございました。

ここで、１０分間休憩します。

(休憩 午前１０時５３分)

(再開 午前１１時０２分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

先ほど高齢者の計画を説明していただいたのも、これもやっぱり議決事項でございますので、その上、よろしく願いいたします。

御指摘、御意見のある方。

○濱中委員 何ページのどこというわけではないんですけども、高齢者の全体を考えるときに、センター管内が生活に不便なことが多いということで、どうしても注目しがちなんですけども、最近では市街地中心のそういった担い手の空洞化ということがよくまちで聞かされることあるんですね。例えば、民生委員さんが不在のまちがあるとか、センター管内ではそういうことはほとんどないと思うんですけども、どこに頼っていいのかが分からんというような地区が出てきております。そういったセンター管内に限らず、まち全体がそういうことなんやなということをこの計画を表す上でどういった認識でおられるのかというのを聞かせていただければなと思うんですけども。

○加藤市長 今回の尾鷲市の高齢者、令和6年から8年、一番大きなターニングポイントというのがあるわけなんです。さっき説明しましたように、生産者年齢と高齢者年齢は、多少なりとも令和5年度は生産者年齢のほうが高いんですよ。6年度から逆転するわけなんです、さっきの説明で。これは超高齢化社会、尾鷲市はそういうふうになってきたという認識の下で、そのときにどういう対応、さっき説明があったように特に中心になるのが支援サービスの話なんです。それを具体的にどういうふうにしてやっていくのか。要するに、センター管内やったらセンター管内の大きな課題はあります。おっしゃるように旧尾鷲町のあれについても、やっぱり細かくした課題がいろいろあるね。それをどうやって掘り起こしながら具体的にこれを実行するかというのは、これはずっと私、一昨年から住みたいまち、住み続けたいまちおわせの第7次のときに、結構福祉保健のほうについてはそういうことを出しながらいろいろ実行しているというのが今の実態なんです。さらに令和6年度から保健福祉計画を立てるに当たって、より具体性のある形で実行してくれという指示は出しているんです。私は、そのための福祉計画であるという認識の下で、みんな、スタッフ一同頑張っていますので。あと、細かいことは福祉保健課長から答えさせますので。こういう方向の中で進めようと思っております。

○山口福祉保健課長 今、市長、言われたように、超高齢化社会が既に始まっておるというところで、生活支援のサービスの充実を図る必要があるというところで、47ページから生活支援サービスの充実というところで、少し先ほどの説明でも触

れていましたけれども、様々な施策を展開していこうと。現在、既に取り組んでいるものがほとんどでありますけれども、例えば食の自立支援事業というところで、配食サービスなんですけれども、これについては栄養バランスの観点と、また、栄養状態を改善するところ、また、見守りというところも一つ視点を置いて、このようなサービスを推進しております。

③については、緊急通報装置の貸与事業の推進ということで、これも急病時とか緊急時にボタンを押すと民生委員さんをはじめ、関係機関に連絡が行くようなシステムです。こういったところが特に高齢者の単身世帯の方には有効な支援だと思っております。

また、次ページについてですけれども、④買物がしやすい環境の整備ということで、これ、特に輪内地域で、今、実際やっておりますサービスでございます。梶賀・曾根・古江地区で、今、現状、実施しております、月に1回、こちらの市街地の大型スーパー等に社協のバスが運んできて、その中にはボランティアで付添いの方も一緒に同乗していただいて、こちらで買物をしていただいて、地域にはない商品を買っていただくというようなサービスを始めております。また、今月からは、九鬼地区においても実証実験という形で実施していく予定となっております。

また、⑤については、ごみ出し支援ということで、これも高齢者の方、なかなかごみ出しがしにくい方もみえますけれども、環境のふれあい収集というものが、これは要介護の方のみですので、それ以外の方のごみ出しということでボランティアの方を募って、地域のボランティアの方が自分のごみと一緒に運んでいただくというような、こういった地域の方の力も借りながら、どんどんそういった支援というのを広げていこうという活動も現状行っておりますので、行政だけではなくて、地区の方、地域の方が一緒になってこういった高齢者の方の支援を進めていきたいと考えております。

○濱中委員　例えば、支援の中で、最近、認知症予防であるとか、健康体操であるとかという辺り、今、積極的にそれを取り入れてとても助かっていますよという地区のお声を聞くことも多くなっておるので、これはぜひ力を入れてほしいんですけれども、センター管内のほうがどちらかというと自分で歩いて出かけてという距離感でいろんな活動ができるところというのを求めやすいようなんです。逆に、旧町内になりますと、まとめて保健センターとか、そういったような考え方で今まで進んできたように思うんですけれども、結局、その距離でさえ自分の足では届かないという地区も聞かれるようになりまして、旧町内も細かく区切って、例え

ばいろいろなまちの集会所なんかを利用するような格好で、自分たちの足で届くような範囲のそういったサービスの提供ということも考えてほしいなと思うのと、先ほど、環境課との連携の話、ごみの収集とかもありましたけれども、そういうことに関しては、例えば移動支援なんかでも公共サービスがどうあるべきなのかとかも福祉だけで考えられる課題ではなくなっている部分が多いと思うので、こういった計画の中、計画を立てるときには横軸の各課の担当するものがどういうふうにかかされていくのかという辺りも説明いただけるともう一つ安心が広がるのかなと思うので、計画を立てるときにはほかの課との連携の協議とかはこういったことになっているのか、教えてください。

○山口福祉保健課長　　今、先ほど御紹介したごみ出しの関係の環境課との協議もありますし、委員のおっしゃったように介護予防の関係では、コミュニティーセンターでの介護予防講座等については市民サービス課と協議して、こちらの事業でできないかどうかということも踏まえてこの計画に落とし込んでいます。

また、それ以外のところについても防災面であったり、防犯面であったり、先ほどの公共交通についても公共交通だけでは全てをカバーし切れないということで、いろいろな地域資源を活用した協議というのは、我々福祉のほうとしても公共交通の会議に出向いたり、逆もあったり、そういった形でこの地域でどういった資源が活用できるのか、そこの隙間、ない部分をどう埋めていくのかという協議を関係各課と協議しておりますので、横串で連携しながらこの計画は策定しております。

○濱中委員　　今、市民サービス課とコミュニティーセンターのことで連携しながらという話もありましたので、旧町内の各集会所の利用の仕方なんかでもそういった介護予防であるとか、健康体操であるとかということで、各地区にきめ細かく行き渡せられるような、そういった施設の利用計画なんかも含めて今後やっていただければなと思うので、その辺りもお願いします。

○山口福祉保健課長　　今、市街地においても様々な介護予防の活動が展開されております。各地区にさっきおっしゃったようになかなか遠くて行けなかったりとかという方もみえると思いますので、その声を拾いながら機運の醸成が図れている地区においては支援をしていきたいと思っておりますので、またそういったお声をいただければ検討していきたいと考えております。

○小川委員　　高齢者保健福祉計画の65ページ。認知症サポーターのところなんですけど、認知症に気づく方、また気づいてあげるというのも大事やと思うんですけど、認知症サポーター、4年度で2,868人、どんどん増えているんですけど、

ステップアップ研修などもやっておりますけど、これ、利活用というのは全然されていないように思うんですね、講習を受けるだけで。オレンジリングをもらうだけで、その後、何もやらないという方が多いので、これ、何とか利活用に。

チームオレンジというのも書いてありますけど、これ、具体的にどういうことで支援策をやっていくのか、もし決まっているのならお聞かせください。

○東福祉保健課主幹　　まず、認知症サポーターにつきましては、市民の方に広く認知症に関わる御理解を得たいということで、社会福祉協議会が中心となりサポーターの方を増やしていただいております。ですので、地域全体で支えるために認知症の方の理解を深めるというところで進めております。

その先のチームオレンジにつきましては、認知症サポーターの中でステップアップ研修、さらに講習を受けていただいた方、それから認知症御本人の方であったりとか認知症の御家族の方のニーズや御意見、要望等も反映できるような体制をつくる、そして支援に早期につなげるというのが認知症のチームオレンジの体制となります。

設置をするという目標を掲げて、現在、進んでおりまして、国が定める令和7年度までには、ほぼほぼ体制が整うという形で、今、準備を進めているところでございます。

○小川委員　　松阪市なんかですと、認知症サポーターの方が、一人歩きの方がいますよね、尾鷲市でも年に何人か行方不明になったりとか、マイクで放送されておりますけど、その声かけ訓練をやったりしていると思うんですけど、そういうことは全然計画はされていないですか。

○東福祉保健課主幹　　現在のところは、行方不明の方に関しましては、尾鷲市ではSOSのネットワーク事業のほうで実施をしております。ただ、委員のおっしゃっていただきましたように、今後、また社会福祉協議会と検討いたしまして、このSOSネットワーク以外にも地域の方で認知症の方を見守る体制づくりについては協議していきたいと考えております。

○小川委員　　それと、次のページなんですけど、認知症ケアパス（冊子）、せっかくいいものをつくったんですから、持っていない方、多いと思うんですよ。例えば75歳以上の家庭にはこれを配付するとか、そういうのをやっていないと思うんですけど、どこに行ったらいいのか、どこでもらうのか分からない人が多いみたいで、それってどうなのかなと思っております。

○東福祉保健課主幹　　認知症ケアパスにつきましては、これにつきましても社会

福祉協議会が作成をしております。今現在は、ホームページに掲載している以外は尾鷲市役所でありましたりとか、主要な施設に設置しているところでございまして、委員のおっしゃっていただいたみたいに、市民一般の方に配付ということができていない現状です。ただし、来年度、実際にこれを使ってみまして、もう少し市民の方に分かりやすいケアパスに変え、ネーミング自体もケアパスというネーミングが市民の方には分かりにくいというのが、今、課題になっておりますので、このネーミング及び中身を検討して改定いたしまして、また市民の方々に広く御利用いただけるような体制を検討していく予定でおります。

- 小川委員 そのように分かりやすく、ケアパスって初めて聞いて何のことかさっぱり分からんというのがあって、それでそんな冊子みたいなものがあるというのは知らん人も結構おるみたいで、自分が認知症ということに気づくことも大事ですし、それで気づいてあげることも大事というのもありますので、ぜひ今言われたとおりしてあげていただきたい、そのように思いますのでよろしく願います。
- 南委員長 他にございませんか。
- 中村委員 高齢者保健福祉計画の6ページの須賀利とか名柄、90%、80%の高齢化率のところがあと何年したら100%になるのかというのはわかりますか。
- 南委員長 地区別の高齢化の状況ですか。
- 中村委員 はい。
- 山口福祉保健課長 今、現状では把握していない状況ですけれども、各地区における年齢を見れば何年後に100%になるかというのは確認できると思いますので、また担当のほうでも確認したいと思います。
- 中村委員 それと、住み続けるためには、各集落に歩いて行ける圏内に商店とか、病院とか、金融、郵便局などの何が残っていて何がないのかという一覧はお持ちですか。
- 山口福祉保健課長 一覧としてはないですけれども、どのような交通網があるのかというのは把握はしております。
- 中村委員 いや、交通網じゃなくて、店です。店舗がなかったら生活していけないので、店舗がちゃんと残っているのか、食料品が買えるのか。商店が残っているのかとか、病院が集落にあるのかとか、介護施設があるのかの一覧表というの、すごい大事やと思うんですよ。まず、一覧表がなかったら対策が立てられへんから、まず、一覧表を把握して出していただきたいと思います。
- 山口福祉保健課長 地区においては、言われたように、診療所であったり商店

がないような地区もあります。これについては、福祉だけではなくて市全体で関わってくるのだと思いますので、また各課とも検討したいと思います。

○中村委員　それ、各課でたらい回しにせずに早急に出すべきやと思います。それで何が言いたいかという、今さっきも言われたように、これは福祉だけの問題じゃなくて、もちろん市民サービスであり、全ての課が同時に関わるべき問題やと思うんですけれども、少なくとも高齢化率が80、90%のところに対してセンターがあるとしたら、各センター管内のセンター員は尾鷲市から行って、若い人が必ず1人2人は行かれるわけですね。その人たちがもしその集落に商店がないとしたら、最低の日常品だけでもそこに置いておくようなサービスが、今後、生活共同体として必要になってくるというところが見込まれるんですよ。ですから、行政は売店を持ったらかんとかということをやらずに、完全に市民サービスとしてそのまちに住み続けられることを真剣に考えていくときやと思います。すぐに周辺部は80%、90%、100%になってくるんですから、若い人が何人残っていて、それで商売が成り立たへんから商店はなくなっていくわけやから、商売としてではなく、市民サービスとして物品を置く場所というのもやっぱり考えていくべきやと思うので、1か月に1回の支援サービスで買物に行っても人は生活できませんので、その部分もちょうんと考えていただきたいと思います。

○南委員長　今、中村レイ委員さんが100%に到達するのはいつというようなのがありましたけれども、なかなかそれを数値的に出していくのは不可能やと思うんですよ。今の中村委員さんの言われた6ページの地区別の高齢化の状況を見ておきますと、限界集落と言われる定義のところばかりなんです。ただ、65歳以上が50%以上が一応限界集落ということで定義されておりますけれども、冠婚葬祭はできない状況じゃないと思うんですよ、まだ地域地域では。そういった意味では、限界集落に近づきつつあるのかなというような思いが私はするんですけれども、ある意味では、例えば須賀利地区なんかも出しているのはとんでもない数字なんです。90%と。まだ商店があって買物ができるという点では、今は移動販売もあるということでどうにかこうにか生活を保っていますけれども、本当に限界集落になりつつあります。

そういった意味で、予測計画をするのはいいですけど、何年何年ということは出しにくいと思うんですけれども、全体的な中である程度の将来的にはこうなるのやないかなというような予測ぐらいは、僕はある程度は、全てじゃないけれども出せると思うので、できる限りそういった数値を集めて計画を立てていただきたいと要



望をいたしておきます、この件については。

他にございませんか。

○内山委員　　ここの文書にも出てくるんですけども、福祉と医療の連携と何回か出ていますけれども。

○南委員長　　何ページ。

○内山委員　　最初のほうやったかな。ちょっとごめんなさいね。その中でかまん。

私の勉強不足なのか分からんけれども、保健師さんの役割、それがすごくこれから重要になってくるんじゃないかなと思うところがあるんです。ただ、私自身では保健師さんがどういうふうな動きをしているのか、現地に出向いているのかとか、そういうのがさっぱり分からないので、そこら辺も今どういうふうな活動をされておるのか書いていただきたいのと、今後どういうふうにご利用されていくのかなって思うところがあります。

やっぱり保健師さんの役割ってすごく強いと思うので、例えばコミュニティに1か月に1遍見に行くとか、血圧を計りに行くとか、健康相談とか、そういう役割があったら地域住民の方が1か月に1遍、出たくない人でも必ず行くとか、それが医療の役割というのか、大切なことだと思うので、そこら辺を教えていただきたいんですけれども。

○東福祉保健課主幹　　高齢者保健福祉計画でいきますと53ページを御覧ください。

健康づくりと介護予防の推進の項目になります。

健康づくりと介護予防の点におきましては、主に保健師が、今、活動しております。

健康増進につきましては、改めてまた健康増進計画にもお示しするところではありますが、介護予防の観点も踏まえまして、健康相談でありましたり、それから健康教室等を実施しております。

それ以外に介護予防といたしましては、各地区を巡回しながら介護予防がどのように行われているかという課題に即しているかというところを精査してまいります。また、今年度より開始しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施というところに関しまして、健康づくり部門、高齢者部門の保健師が、また、高齢者の健康診断の結果を基に課題を分析いたしまして、個別支援、あるいは集団支援ということで、保健師が業務を実施しております。これらにつきましては、本計画に掲載し、今後、実施していく予定となっております。

○内山委員 ありがとうございます。

やはり保健師さんの役割ってすごく強いと思うので、積極的にアウトリーチをしていただきたいと思います。

あと、旧町内のほうも、先ほど濱中委員が言われたように、すごく地域で編成を考えていかなければいけないんじゃないかなと思うことがありますので、そこら辺も市としてはどういうふうを考えているのか教えていただきたいと思いますけれども。

○東福祉保健課主幹 介護予防の点につきましては、現在も地区コミュニティーセンター及び介護事業所との委託事業の中で、各地区で介護予防事業を実施しております。

その中では、周辺地区だけではなく、旧町内自体におきましても先ほどから出ております集会所を利用しまして、例えば光ヶ丘集会所でありましたり、泉の集会所でありましたり、天満会館等を利用いたしまして、各事業所との連携、あるいは関係各課との連携におきまして市内全域を網羅できるような介護予防の体制を今後も整備していきたいと考えております。

○濱中委員 さっき一つ聞き忘れたので。

高齢者保健福祉計画の42ページの施策体系のところなんですけれども、ここの施策目標の医療と介護の連携強化の部分に関わることかと思うんですけれども、現在は総合病院内にある医療と介護の連携室の機能が全然見えへんのですよね。最近も、これ、確認したんですけれども、できて数年たつんですけれども、これ、総合病院の中にあるもので総合病院のものなのかなというように思っておる人もおるんですけれども、これはたまたまそこに間借りをしておるだけのことで、もっとこれが機能してくれると、退院後の居場所の話であるとか、後のリハビリ計画であるとかという辺りがもっと分かりやすくというか、利用者さんのほうにまで届くような形になるんじゃないのかなというように場所なんですけどね。

ここの連携室の機能のこれまでの評価とかそういったことは、どういうふうに捉えているのか、今後どうやってここが動いていくのかという辺りをどういうふうにしてこの計画の中で協議されたのかなというのを聞かせていただけますか。

○山口福祉保健課長 今言われた連携センターについては、紀北在宅医療・介護連携支援センターということで、尾鷲総合病院内に設置されております。

当初は、今後の高齢化に伴って病院などの入院者数とか、介護事業所での入所者数を苦慮して、紀北医師会等とも協議の上、総合病院の中に設置することになってスタートをした経緯があります。

現在は、想定よりも入院者数とか介護事業所への入所者数というのが少なく済んでおるような状況があつて、総合病院内には地域連携室もございますので、介護事業所と総合病院等を含めた医療機関との連携というのが随分図れているような状況がございます。

この紀北在宅医療・介護連携支援センターというのは、広域連合が主体となって運営しております。広域連合としましては、今後は介護事業所との関係性を強化したいと。これまでは病院内にあったことによって総合病院との連携というのは十分図れた。今後は介護事業所との連携を強化して、既に関係づくりが強化されている総合病院との連携をさらに進めていくということで、介護事業所に向けていろいろ連携をしていきたいという思いがあるというのは確認しております。

なおかつ、ここの役目としましては、それ以外にも多職種連携ということで、いろんな医療機関とかの方、介護事業所の方がお互い顔の見える関係性を築きたいということで、この中で研修会であったり、いろんな形で協議するような場も設置しておりますので、そういった中でさらに連携を深めるようなことができるであろうということで、今後は特に介護事業所に力を入れていきたいというふうには聞いております。

○濱中委員　先ほど聞いたように、高齢者だけの世帯であるとか、独り暮らしの世帯であるとかというところが増えてくると、病気をした後の居場所を求めるためのそういった相談窓口であるとか、医療から介護へ移行するときの連携によっては、高齢者の移行がスムーズに行くか行かないかの鍵を握る場所ではないのかなというふうに思っておりました、これが設立された頃にね。

ところが、一番肝心の高齢者の計画をするケアマネジャーの人とか、そういう人たちの話から聞いても、ここがあまり大きく利用されていないような、そういったイメージを持っておりましたので、ただ、私たちに見えていないだけならいいんですけども、実際の機能評価ということは確実に確認しながらこの計画に乗せていってほしいなというふうに、それを希望しておきます。

○南委員長　要望ということでね。

○山口福祉保健課長　連携センターについては、先ほど言ったように多職種の情報共有が非常に大切ですので、医療機関であったり介護事業所、社協、紀北町と尾鷲市の行政も入って協議会も開催されますので、その中でさらに情報共有をしながらいろんな連携をして進めていきたいと思えます。

○小川委員　先ほど、旧町内の話、出ていましたけど、旧町内の病院に行くのに

タクシーで行っているとか、交通手段がない方、結構増えてきているんですね。

ここで、担当ではないですけど、集落支援員制度、あれ、市民サービス課の管轄ですけれども、上手に話をして集落支援員を使う、もっと増やして何とかしたらある程度助けになるんじゃないかと思うんですけど、例えば買物支援であったり、見守り支援であったり、集落支援員制度を上手に使えば、あれ、尾鷲市のお金を使わなくていいですね、国の制度ですから。そこを上手に使って、市民サービス課と一回相談したらどうでしょうか。

- 山口福祉保健課長 各地域において社協さんが主にやっているんですけども、ごみ出し支援だったり、地区地区において会議を開催しております。その中で、集落支援員さん、周辺地区において集落支援員さんなんかも入って協議しておりますので、そういった集落支援員の活用ができるのであれば、その中で活用していくような協議もできると思いますので、そこはまた市民サービス課とも連携して話したいと思います。
- 小川委員 今、旧町内集落支援員、誰もいないですよ。そろそろ要ってくるんじゃないかと思うんですけど、ぜひ検討していただきたいと思います。
- 南委員長 他にございませんか。
- 仲委員 高齢者保健福祉計画の48ページなんですけど、生活支援員というサービスについては、ここで書かれているように生活支援コーディネーターの配置と、そのコーディネーターが連携して支えの仕組みをつくる事業だと思うんですけど、この生活支援コーディネーターというのは何年か前から立ち上げておるんですけど、今、拡大している状況なんですか。その状況を御説明ください。
- 小川福祉保健課長補佐兼係長 生活支援コーディネーターは社協に2人配置させていただいています。拡大までは至ってなくて、2人で活動をお願いしています。
- 南委員長 2人ね。
- 山口福祉保健課長 今言ったように、現状で社会福祉協議会の中に2人います。様々な社会資源を活用していろんなサービスにつなげるようにコーディネートするというのが役割になっています。こういったコーディネートの仕組みというのは、数が多ければ多いほどよいと思いますので、また、各地区においてもそういったコーディネートができるような形のいろんな支援というのもしていきたいと思っております。
- 仲委員 今の人員を聞いておると、コーディネーターの責務というのが重いん

じゃないかなという印象を今受けたんですけど。これが発展しないということであれば、仕組みづくりがうまくいかないというような気がします、文書で見ると。

それはそれであれなんですけど、37ページのアンケートで、3割の元気な高齢者がボランティア活動に参加したいとありますね。これ、コーディネーターが関わった意見じゃないと思うんです。個人的な意見だと思うんですわ。

3割の元気な方がボランティアへ参加したいと。ただ、この方たちも10年、15年たてば支援を受ける方なんです。これが順繰りなんです。ここで仕組みづくりって難しいんですけど、提案として、一つはボランティアという中でも有償ボランティアというような考え方が福祉と社協には今のところないんですか。

○小川福祉保健課長補佐兼係長　社協のほうで「助っと」という住民参加型の生活支援の事業をやってもらっています。ごみ出し支援ですとか、あと、買物支援ですとか、これが有償ボランティアということで、支援を御希望される方が利用券、チケットを購入されて、それで支援する側とされる側とでやり取りしながら支援員が運んでいっているという形になっています。社協さんが今やってもらっているのが有償ボランティアという「助っと」という仕組みが一つございます。

○仲委員　有償ボランティアの拡大というか、考え方をしっかり確立した中で生活支援をやっていくということをはっきりと確立すれば、仕組みづくりというのがある程度進むと思うんですわ。それがもやもやしてしているようでは、何年たっても仕組みづくりを進めておりますという文書になってしまうんさね。仕組みがつくられました。こうします。そういう方向性へぜひ周辺地区には持っていてほしいと。その中で違った施策が出てくるように僕は思いますので、そこら、お願いしておきます。

それで、もう一点。食の自立支援なんですけど、延べ利用者数を見ると、5年度は142名やもので、27名減っておるんですけど、この要因がありますか。高齢者は増えて、独り世帯が増えている中で、減っているという状況をどう見ているか。

○小川福祉保健課長補佐兼係長　5年度の見込みなんですけれども、少し減っているのは、委託業者が1件減少してしまったという状況から、見込み数を減少で見込んでいます。新しい事業所さんがまだいないので、今、まだ1事業所、3年度、4年度から比較して減ってしまっておる状況にあります。

○仲委員　やはり一事業者に食の自立支援をずっと委託するというのは、これ、重いと思うんですわ、業者も。そやもんで、お弁当を作っていただく業者をあと何

社か増やして、それが順繰りになるような格好でぜひお願いしたい。

もう一つは、栄養バランスの取れた食事を提供すると書いていますね。何か月かに1遍でも、1か月に1遍だけでも、発注者側がその弁当を食べるという機会がありますか。

○山口福祉保健課長　　今、食の自立支援事業の委託事業者は2事業者となっております。今、委員の言われたように、食する機会というのがないような状況ですので、年に1回でもどのような食事を出されているのかというのも私も体験したいと思いますので。

○仲委員　　僕は検食まで言わんのですけど、少なくとも二月か三月に1回は職員が食べてみて、ああ、おいしいな、ありがとうございますというようなお礼が言えるような業者に、そういうシステムにして予算を盛ってくださいよ。

何も食べんと栄養バランスの取れた食事を提供していますらいうて、責任があるのは尾鷲市ですよ。そこはぜひお願いしたい。

○山口福祉保健課長　　失礼しました。先ほど2事業者と言いましたけれども、3事業者の間違いです。言われるように、今後、私も自ら食べて確認したいと思えます。ありがとうございます。

○仲委員　　ぜひお願いします。

○濱中委員　　何度もすみません。

この際、市長がおるので、実は、これ、福祉だけに言ってもあかん話なので、市長もぜひ聞いていってほしいんですけども、先ほどから集落支援員であるとか生活コーディネーターであるとかという話が旧町内の中で生かされるようにという話なんですけど、結局、どの仕組みに関してもそれを受ける自治会単位がないんですよ、旧町内の中に。

センター管内は、それこそ区長会というのが単位となってそういったものの中心になるところがあるんですけども、自治会がどんどんなくなっていくこの現状を、なくなっていったところは解散したから仕方がないで終わらせていっては、これからのまちの継続ということにも関わってくると思うので、再構築ができるには何が必要なのかとか、きちんと自治会の組織が機能しているほかの自治体はどういったことを考えて自治会を維持しているのかとか、そういったことも研究、調査しながら自治会の再構築。

まちでみんなを支える形をつくっていくのならば、ある程度の自治組織というのが必要やと思うので、今、担当しているのが市民サービスかな。政策。市民サービ

スですか。その辺りと評価課題として取り組んでいただきたいと思います。人を支えるという仕組みの中にある基本として。

○加藤市長 現在の実態がおっしゃるとおりなんですね。センター管内には、ハードの面ではコミセンというセンターがあって、そこには区長がいるわけです。要するに、そこに事務員もいると。そういう形はそれぞれがありますから、そこを中核にしながらどうあるべきか。

旧尾鷲町内は、正直言っているんな集会所があるわけですね。集会所があって、それぞれの自治会がその集会所のハードを使いながらどうコミュニケーションをするかというような。正直言っただけで自治会というのはどんどん減っていくわけ。

一方では、一つの目的としての自主防災会。これがあるわけなんですね。それをどういうふうにしていくのかというのは、おっしゃるように小集団活動でないとこれだけの高齢化社会になった場合に大変だと思います。旧尾鷲町内だけでも1万2,000人ぐらいの人口がいるわけなんですね。1万2,000人以上。これを1か所ということ自体非常に難しいと思います、ハード面で。

ですから、小分けしなきゃならないと言ったんです。それが私は自治会だと思う。自治会の実態がどんどんどんどん高齢化になって、自治会の会長になる人たちが高齢化で（聴取不能）それじゃ、後を継がないと。一方、自主防災会のほうについても何とか維持しているという。二つの組織がありながら、目的が違いますから。それをどういうふうにしていくのかと。

ただ、おっしゃるように、いつも、私、比較しているんですけども、センター管内と旧尾鷲町とどこがどういうふうに違うのか。さっき御質問がありましたように、商店一つもない、郵便局があるかないか、銀行があるかないか、これがセンター管内の実態なんです。旧尾鷲町内は広いですけど、全部あるんです。これの比較をどうしていきかという。しかし、図体がでかいといたら、要するに面積がでかいわけなんですね。それを全体で見るとというのは非常に難しい問題になってきたということは事実です。自治会が徐々に減っていついていく。こういう実態をつかまえて、先ほども申しましたように高齢化社会だから高齢になった方々にいかに住みたいまち、住み続けたいまちという大上段に構えたこれをどうやって維持していくかというのは、2年前からずっとやっているわけなんですよ。それを具体的にやっていきたいとは思っている。

おっしゃることは非常によく分かっているんですよ。ですから、それについては、ただ高齢化社会の高齢者に対する保健・福祉というものについては、主管は福祉保

健課なんです。もちろん市長、副市長があって、要するにそこに執行部局があって、そこにあれします。福祉保健課が中心になりながらその関与をしているところが市民サービス課であり、環境課であり、防災危機管理課であり、いろんなどころ、全体的には。

しかし、これについては、要は、基本的にはこういう話の中で主管になる福祉保健課が中心となっているなどこの部分に関与するののかというような。それは市長部局の中のトップは市長、副市長です。組織としては、市長、副市長がトップなんです。市長がトップで、それでそれをきちんと具体的にやるのが副市長です。その中に大きな問題として高齢者の保健福祉というのはどうあるべきなのか。そうすると、福祉保健課長が俗に言う事務局長ですね。それについて連なっている関与部門が市民サービス課長であり、あるいは生涯学習課長であり、防災危機管理課長、いろんなどころがつながっていると。

そんな組織体系の中で具体的にどう計画をつくり上げ、推進していくのか。やはり主管になるのは、私はこの部門については福祉保健課であると認識しています。

そういった中で、全体的に市長部局がきちんと関連しながら、やはりこれは非常に重要な、今年は特に重要な計画でございますので、それを具体的にどう進めていくのかというのはきちんと取り組んでいきたいと思っております。

○南委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、ただいまの説明、15日から2月1日までパブリックを取って、最終的に当委員会の報告は2月14日を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

ただ、一つ、冒頭で濱中委員さんから民生委員の不在の地域が旧町内であるという御指摘がございましたので、できたら民生委員さんの一覧表、メンバーの一覧表をまた後ほどでもいいですけれども、委員会のほうへお示しさせていただきますようよろしく願いをいたします。

出せるでしょう、民生委員のメンバー表は。

○山口福祉保健課長 民生委員の一覧表は出せます。ちなみにホームページにも掲載はさせていただいております。

○南委員長 そうですか。ちなみに不在地域って何か所もあるんですか。

○小川福祉保健課長補佐兼係長 今、10か所。



○南委員長 えっ、10か所。ぜひともお願いをいたします。

それでは、最後の項で児童発達支援センターについてのその他の報告ということ  
でよろしくをお願いをいたします。これは市長のほうからですか。

○加藤市長 児童発達支援センターについて、まず私のほうからその概要を報告  
させていただきます。

まず、本件につきましては、長年、本市と紀北町の懸案事項でございまして、こ  
れまでもそうなんですけれども、設立に向けて協議、検討を進めておりました。今  
現在でも進めております。このたび、ようやく設置のめど、これが立ちましたもの  
ですから報告させていただきたいと思っております。

皆さん方、御承知のとおり、児童発達支援センターとは、児童の発達支援を行う  
ほか、施設が有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障が  
い児を預かる家族への援助、助言、これを併せて行う地域の中核的な療育支援施設  
であると思っております。

児童発達支援センターは、各市町、または各圏域に1か所設置することを国の指  
針に示されておりまして、県下においてこの地域のみが空白地域となっております。  
長年、設置について関係者や関係団体からも切望されている案件であります。

そういった中で、今回、本市と紀北町で構成する紀北圏域内で旧ふなつ幼稚園施  
設を令和6年度中に改修し、令和7年4月を目途に開所する予定で進めてまいりた  
いと考えております。

改修費用につきましては、紀北圏域内で行うことから、当然のことながら紀北町、  
尾鷲市、両市町が負担いたします。本市の負担につきましては、まず紀北町の御配  
慮もありまして、紀北町が持っている合併特例債を充当していただきまして、算入  
される交付税額を差し引いた残りの実質負担額の2分の1を負担する予定としてお  
ります。また、施設運営に当たっては、医療法人三慶会、これは紀北町にある「か  
とう小児科」が行う予定です。

この児童発達支援センターが開設されることによりまして、この地域の療育体制  
の中核的な役割を果たし、保育所や学校、あるいは障がい児通所施設などとの連携  
を図り、地域で一体的な療育を実施することが可能となります。また、より質の高  
い療育が展開されることにより、未来ある子供たちの人生の選択しろが広がること  
につながるものと大いに期待しております。

当児童発達支援センターの詳細につきましては、担当課より説明いたさせます。

以上でございます。

○山口福祉保健課長　それでは、詳細につきまして御説明いたします。

行政常任委員会資料の資料 2、2 ページを御覧ください。通知いたします。

先ほどの市長の説明にもあったとおり、県下には 11 か所、児童発達支援センターが設置されており、紀北圏域のみ未設置の状況でありました。このことから、先ほど中間案を御説明させていただきました紀北地域障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画にも設置を目指す旨、記載があります。

長年この施設は、保護者をはじめとする関係者や関係団体からも設置に向けた要望がございました。

資料の 4 ページを御覧ください。

こちらにありますように、児童発達支援センター設立に関する要望書が令和 4 年 3 月に市長宛てに提出されております。

2 ページにお戻りください。

(2) 運営に当たっては、医療法人三慶会、かとう小児科にお願いする予定でございます。医療法人三慶会には、紀北地域の障がい児の多くが助言や指導などを受けており、この地域で療育に関する経験と実績があります。また、人材においては、療育を行う専門のスタッフの確保が可能であることからお願いするものでございます。

(3) 開所場所に当たっては、資料の 3 ページを御覧ください。

紀北町の旧ふなつ幼稚園を予定施設としております。選定した理由としましては、立地面においては、南を尾鷲市、北を旧紀伊長島町とする紀北圏域内のおおよそ中間点であり、紀勢自動車道海山インターチェンジにほど近く利便性が高いこと、また、施設面においては、津波浸水域外であり、耐震性があるなどを考慮して選定いたしました。

2 ページにお戻りください。

(4) 開所時期につきましては、令和 7 年 4 月を予定しております。しかし、児童発達支援センターからではなくて、まずは児童発達支援事業から開始し、3 年後に児童発達支援センターに移行する予定としております。

児童発達支援センターは、児童の発達支援のほか、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる保育所等への助言や援助を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設とされており、その事業内容や職員などの人員の配置などの基準の観点からも、まずは児童発達支援事業から開始し、実績を積んでからセンターへの移行を考えております。

児童発達支援事業及び児童発達支援センター、どちらも対象は未就学児となっています。また、令和7年4月からは、就学した児童を対象とした放課後等デイサービスも開始する予定でございます。

(5)の改修費用に係る本市の負担割合につきましては、紀北町の施設である旧ふなつ幼稚園を改修することから、まず紀北町が合併特例債を充当し、算入される交付税額を除いた実質負担額、つまり一般財源の2分の1を負担するものでございます。本市の負担は、令和7年度からになる予定でございます。

(6)児童発達支援センターの設置に伴う療育の効果としましては、専門スタッフによる療育が展開され、障がい児やその家族などへの相談が実施できるようになります。また、児童が日中活動を行う保育所、学校などと児童の療育状況について情報共有を行うことで、それぞれの施設でより適切な対応ができるようになります。このように、地域で一体的な療育の実施が可能となり、より質の高い療育効果が得られることとなります。

児童発達支援事業と児童発達支援センターの内容、放課後デイサービスについては、担当係長より御説明いたします。

○林福祉保健課係長　　まず、令和7年度から新たに開始されます児童発達支援事業と放課後等児童デイサービスの内容について御説明いたします。

児童発達支援事業とは、小学校へ就学する前の発達に気になる児童を対象として療育を行う事業です。どのようなことを行うかといいますと、体を動かしたりして日常生活動作を学び、おもちゃなどの遊びを通じて道具の使い方を学んだり、集団での療育を通じて気持ちの切り替え方や周りとのコミュニケーションの取り方を学びます。日常生活に必要な考え方や行動の仕方を学びます。

療育については集団療育と個別療育があり、集団療育では集団の中での行動の仕方を学び、個別療育では児童の苦手な点の改善や得意なことを伸ばすことを行います。

次に、放課後等児童デイサービスについて申し上げます。

放課後等児童デイサービスとは、就学した児童を対象として実施いたします。

就学したことにより発生する児童の困り事や、理解の難しさからくる学習への遅れに対応するための支援や社会参加に向けた取組を行いつつ、将来の進路、目標に向けて療育を行います。

児童発達支援事業と放課後等デイサービスの違いは、児童発達支援事業は幼少期に集中して日常生活に必要な知識や動作等を学ぶのに対して、放課後等児童デイサ

ービスは日中活動の場である学校での困り事や社会との関わり方、コミュニケーションを重視し、児童の目指す将来の進路等に合わせたトレーニングを行う点になります。

次に、令和10年度から移行予定の児童発達支援センターと……。

○南委員長 休憩します。すみません。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 再開します。

○林福祉保健課係長 次に、令和10年度から移行予定の児童発達支援センターと児童発達支援事業との違いについて御説明いたします。

児童発達支援センターは、児童発達支援事業に追加して保育所等訪問支援事業と障がい児相談支援事業を併せて実施することで設置基準を満たすこととなります。

これらのサービスが1か所で受けることができるようになることで、手厚い療育を実施することができます。

まず、児童発達支援事業で療育を行い、児童の困り事に応じた療育、トレーニングを行います。児童は、日々を保育所や学校で過ごすこととなりますので、保育所等訪問支援事業により保育士や教員に児童の療育の成果を伝え、センターでできていることをどうすれば日々過ごす場所でできるようになるかについて情報共有を図ったり支援をしたりします。また、相談支援事業により日々の成果を基に支援の内容を決定するとともに、保護者と児童の療育方針について検討し、実施に向け各機関との調整を行うことができます。

児童発達支援事業と児童発達支援センターの違いは、児童発達支援事業では児童に合わせた療育を行い、そこで一旦完結というような形になってしまいましたが、児童発達支援センターでは、療育の成果を保育所等の日中活動の場でどのように実践するか、児童の療育の情報について情報共有を図るということとなります。児童に関する関係機関との横の連携を重視するものとなります。

児童発達支援センターが設置されれば、高い専門性の療育を受けることができ、児童に関わる各関係機関との連携を実施し、児童に対しての地域の一体的な療育を行うことができるようになります。また、地域の中核的な療育の場として、気になる児童の保護者の方がいつでも気軽に相談できるような体制になっていくものと考えております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

○小川委員 ちょっとお聞かせ願ひたいんですけど。運営主体は医療法人三慶会ですが、これ、個人の事業ということになるのでしょうか。

○山口福祉保健課長 国の指針にもあるように、紀北圏域で1か所、もしくは市町で1か所ですけれども、設置することが示されております。

運営主体はかとう小児科、三慶会でありますけれども、そこに両市町が関わって、特に施設については紀北町の施設を活用してこの事業をやっていくということになります。

○小川委員 この事業のというか、施設の管轄というの、これ、県になるわけですか、それとも紀北町、どうなんでしょうか。

○山口福祉保健課長 児童発達支援センターについては、紀北圏域か、もしくは先ほど言ったように市町かというところで、管轄としては紀北圏域になります。県が管轄するわけではございません。

○小川委員 改修費用に係る負担割合、これは分かるんですけども、運営する場合は措置というんですか、それだけで運営できるのかどうか。もし赤字になった場合は運営費はどうなるのかというのがありますが、どうなんでしょうか。

○山口福祉保健課長 委員のおっしゃるように、運営については措置費をもって運営という形になるんですけども、実際、事業をやっていく中で、黒字なのか赤字なのかというところがあるかと思うんですけども、運営主体、紀北町との三者の協議の中で、運営費の補助についてはしないということで合意しておりますので、そこは運営主体が実施していく、各両市町がその費用については補助しないというような話になっております。

○小川委員 10年度に児童発達支援センターに移行するという事になっていきますけど、赤字になった場合、移行できない場合もあるんじゃないかと思いますが、その点はどうなんでしょうか。

○山口福祉保健課長 収支のほうについてもいろいろ議論がありましたけれども、実際、運営される三慶会さんが収支のシミュレーション等を行っております。その中でやっていけるという判断の下、先ほど言ったように運営補助はしないと言う結論にもなっておりますので、そこは大丈夫かと思ひます。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　実質負担額の一般持ち出しの50%が市の持分ということなんですけれども、大体金額的な目安としたら負担はどれぐらいになるのか。それと、いつから予算計上が発生するのかという点。

○加藤市長　　まだ事業の総事業費がはっきりしていませんので言いますけれども、総事業費の中のさっき申し上げましたが紀北町の配慮でもって合併特例債、それにつきましては総事業費の95%が該当します。その分の95%中70%ですね。だから、実際は六十何%が要するに交付金であります。その部分の残り、だから35%ぐらいが一般財源でございます。それを50、50にすると。

○南委員長　　折半するということですね。

○加藤市長　　ほかにいい交付金がないかどうかということも、今、調べておりますけれども、基本的には合併特例債を除いた部分についての折半であると。

それで、いつから発生するかということについては、令和6年度についてはまだ予算化しておりません。7年4月に一応設立、開所する予定でございますので、それ以降にまずは紀北町のほうであれしまして、その後、我々のほうが支払っていくと。だから、予算化する場合には7年度、再来年度に予算化させていただきたいと思っております。それを具体的に一遍に払うのか、割るのかというのは、そこまではまだ。年ごとに払っていくのか、一度に払うのかということは、まだ検討材料としてペンディングでございます。そんな状況でございます。

○南委員長　　発達支援センターについては、市長のお言葉にもあったように、紀北町と尾鷲市が共同で設置に前向きに行くという報告を受けたものと理解をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

○仲委員　　発達支援センターについては、令和4年3月11日に要望書が出ていますね。その中で、要望の詳細では、センターを設立し、医師・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・保育士など、知識を持った多職との連携でいろいろ云々と書いておるのですが、スタートは児童発達支援事業と放課後等デイサービスと、10年度から児童発達支援センターになるという予定なんですけど、スタートのときの例えば人員の配置、専門職のあれがセンターになるとどうなるのかというのは情報を得ていますか。

○林福祉保健課係長　　事前に確認をさせていただいておりますところ、児童発達支援管理者と同じ人が1名、保育士が3名、言語聴覚士が1名で、言語聴覚士の方によって機能訓練を行うというふうになっております。そういうふうに取り組みを

しております。

○仲委員 それはスタートのとき。発達支援センターのとき。

○林福祉保健課係長 スタートのときになります。

○仲委員 運営費の補助は行わないという紀北町と尾鷲市の話合いがあったということなんですけど、発達支援センターがスタート、3年後になった場合、尾鷲市と紀北町はここの関わりはどういうふうに考えていますか。全く関わりないというわけにはいかんと思うんですけど、そこらはどうなんですか。

○山口福祉保健課長 紀北圏域で設立されるセンターですので、尾鷲市も紀北町も当然関わっていくんですけども、その中でセンター化すれば、先ほど説明があったように、保育所支援事業等もスタートします。保育所に助言、指導を行っていただくような内容でございます。あとは、地域、学校とかとも情報共有を行ったり連携していくということも展開されてきますので、当然、その中には私どもCLMのコーチも専任でおりますので、それらと関わりながら事業を図っていきたいと考えております。

○仲委員 運営費の補助はしないと言いながらも、開設するときには補助金の残の50%を持つということですから、それはそれとして、金額の補助とか、そういう意味ではなしに、地域の言うたら保護者が困っている障がい児等のことについては、やはり地域の行政が関わっていく必要があると思います。その連携をどうしていくかというのを、今後、計画なり、考え方をまとめていただきたいと思うんですけど、どうですか。

○山口福祉保健課長 紀北町と尾鷲市、三慶会さんといろんな連絡協議会なり、そういった議論をする場というか、検討をする場というのも持ちたいと思いますので、そういった中でよりよい児童発達支援センターの設立に向けて進めていきたいと考えております。

○南委員長 ありがとうございます。

福祉保健課の所管の議題の審査は終了いたします。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。退席をお願いいたします。

あと、しばらく私のほうから報告があります。

えらいお昼をまたいで申し訳ございません。

また、課長、19日、お願いします。

それでは、定例会までの委員会の予定を報告させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

まず、19日、明後日は、健康増進自殺計画と南輪内保育所の直営の問題が固まってきましたので、南輪内保育園の幼稚園の方向性と今の現状を報告していただきます。

それと、1月29日の委員会は、中央公民館と体育館の耐震長寿命化についてと政策のほうのまち・ひと・しごとの計画がまたまとまりつつありますので、その報告を受けます。

そして、2月に入って2月6日は、おわせSEAモデル国市浜公園と津波避難タワーと環境課のほうからストックヤードの計画ができたということなので、報告をしていただきます。

そして、定例会前の最後の委員会といたしまして、2月14日、バレンタインデーの日ですね。14日は先ほど説明を受けたパブリックコメント、福祉と障がい者計画の最終的な議案前の報告となります。

以上が、一応予定している2月14日までの委員会でございます。

それと、皆さんに管外視察の件なんですけれども、2月7日、8日、和歌山県の広川町の防災対策と奈良県の月ヶ瀬のローカルコープを予定しておりましたけれども、いまだ能登半島の地震が予断を許さないということで、昨日も震度5弱の大きな地震が発生し、まだまだ避難生活をしたりとか、大変なとんでもないような事態になる可能性があるということで、今回、2月の7、8日で予定しておりました管外視察は、議長とも相談させていただいた上で延期、中止じゃなしに延期させていただくことにします。

当然、3月定例会以降の話に、新年度に入ってくるかと思えますけれども、できたら計画をしておいたことは、私の皆さんと情報を共有したいということで広川町ローカルコープを計画したので、ぜひとも実現をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。

何かありますか。

○西川委員 今、委員長が言われたように、能登のほうは大変な被害ですよ。

では、尾鷲市議会としては義援金は議会独自ではやらないんですか。

○南委員長 局長、従来の形のスタンスをお願いいたします。ただ、前の東日本大震災のときは、議員が外へ出て募金活動をした実績もあります。

それじゃ、募金について。よろしいですね、議長、事務局長からで。

○高芝議会事務局長 ただいまの西川委員さんからの御質問にお答えさせていた



だきます。

まずは、全国市議会議長会、今回、能登半島地震については、議長会の北信越ブロックが該当してくると思うんですが、西川委員さん、よく御存じだと思うんですけども、平成28年の熊本地震の際なんかは、九州市議会議長会が音頭を取って義援金口座の案内が全国の各市議会に参りました。今回も県内、他の市議会の事務局とも連携を取っておるんですけど、まだ全国市議会議長会及び北信越ブロックのほうから義援金口座の案内が来ていないような状況でございます。

そちらのほう、案内が来次第、議長に相談の上でまた全議員さんに方向性のほうを示させていただきたいと考えております。

○西川委員　では、尾鷲市議会は独自でやるということですね。ただ、街頭に立って募金して、幾らかも分からんのやったら、もらっておる報酬から払ったらいいだけですからね。そのほうが市民の皆さんに見えると思いますから。

○南委員長　議長のほうで。そういうことでね。

余談なんですけど、今朝も濱中副議長と個人的なことじゃないんですけど、例えば小学生の子なんかも学校疎開という形で取っておるような状況で、我らもできたらホームステイで3人でも5人でも受け入れるつもりはあるよなという話を濱中副議長とさせてもらったんですけども、また議長とも僕らも相談の上、皆さんもいんなことできたら議長のほうへ相談していただいて、できる限りの支援も個人的にも議会的にもしていかなければならないと思っていますので、また、後日開かれる議会運営委員会のほうでもまたお話をさせていただけたらと思います。全員協議会もね。

以上で終わります。19日、お願いします。

(午後 0時18分 閉会)